

宮ケア協 第223号  
令和 2年8月27日

宮城県保健福祉部長寿社会政策課  
課長 千坂 守 様

特定非営利活動法人  
宮城県ケアマネジャー協会  
会長 森田 潔

新型コロナウイルス感染症に対する要介護高齢者へ対策と行政への要望について

現状での新型コロナウイルス感染症による介護サービス停止制限、間もなく訪れる冬の第3波が危惧される中、今からできる限りの対策をとり、要介護高齢者の不利益の解消を目的に、宮城県ケアマネジャー協会としての対応を検討いたしました。

このことについて別紙のとおり提出いたします。ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

## 要介護高齢者（認知障害のある要介護高齢者）への支援

宮城県ケアマネジャー協会

会長 森田 潔

### 1 心身状況の把握（アセスメント）

通常から、認知障害だけでなく、健康状態や日常生活動作、家事、コミュニケーション、介護力等、生活全般の心身の状況と生活への影響を把握し、生活上の課題を明らかにして対応します。

### 2 モニタリングとサービス調整

介護サービスの制限、サービスの利用控え等による心身機能の低下については、通常の定期的なモニタリング（月に1回以上）に加え、新型コロナウイルスによる影響を加味して注意深く様子観察し、介護サービスの変更、追加、利用調整をおこないます。

### 3 要介護高齢者の不利益の解消

新型コロナウイルス感染症に対する、過剰ともいえる介護サービス制限を把握し、介護を必要としている要介護高齢者が介護サービスを受けられない状況を把握し、行政と協議の上その対応を検討します。

- ・濃厚接触者でないにも関わらず、帰省した孫など「東京の人」などと会っただけで、14日間の介護サービス利用停止という事態が発生している。
- ・14日間の介護サービス停止は要介護高齢者の心身機能の低下だけでなく、介護の破綻にもつながる。
- ・早期のサービス再開のために優先的 PCR 検査による陰性証明が必要である。

### 4 その他

重度化する可能性の高い要介護高齢者に関わる職員についても、3と同様の優先的な PCR 検査による早期発見早期対応による予防的対応が必要である。

特に若い職員の無症状感染者による要介護高齢者への感染が危惧される。

以上、宮城県ケアマネジャー協会として、宮城県内のケアマネジャーに対して、新型コロナウイルス感染症による要介護高齢者への負のリスクへの対応について周知して対応し、要介護者支援の役割を担ってまいります。

介護に携わる関係者への優先的・予防的 PCR 検査については行政からの支援が必要です。

どうぞよろしく願いいたします。

令和2年8月27日